

岡山県人権啓発パートナーシップ推進事業 募集要領（第2期募集）

令和7年度の岡山県人権啓発パートナーシップ推進事業費補助金の対象とする事業を次のとおり募ります。

1 目的

人権意識の高揚を目的に活動する団体が行う人権啓発事業に対し、その実施に係る経費の一部を補助金として交付することにより、民間団体との協働による人権尊重社会の実現を目指します。

2 補助対象団体

岡山県内に拠点の有する団体であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものとします。

（1）県内の大学、大学院及び短期大学に在籍する学生（以下「大学生等」という。）が主体となって活動する団体であって、次のアからエまでの要件の全てを満たすもの

ア 代表者が大学生等であること。

イ 構成員の半数以上が大学生等であること。

ウ 組織・運営体制が明確であること。

エ 大学生等が在籍する学校の関係者（教員又は職員）による推薦を受けていること。

※補助対象事業の実施のために設立された大学生等団体（実行委員会等）も含む。

（2）前号に定める団体以外の団体であって、次のアからウまでの要件の全てを満たすもの

ア 財政状況が健全であること。

イ 組織・運営体制が明確であること。

ウ 当該事業実施後、発展的、継続的に活動していく見込みがあること。

※法人格の有無を問わず、補助対象事業の実施のために設立された一般団体（実行委員会等）も含む。

3 補助対象事業

次の全ての要件を満たす事業とします。

（1）補助対象団体が自ら企画して行う事業であって、人権意識の高揚を図るためのものであること。

（2）県内で、広く県民の参加を募って開催される事業であること。

（例：講演会、研修会、動画制作、人権啓発イベントなど）

（3）第5次岡山県人権政策推進指針に掲げる人権課題の解決に資する事業であること。

（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題、患者等、インターネットによる人権侵害、様々な人権問題）

（4）補助の対象となる事業について、国又は地方公共団体から補助や委託を受けていないこと。

（5）宗教活動や政治活動に該当しないこと。

4 補助金額等

交付額等については、下記のとおりです。

（1）交付額

対 象 団 体	算 出 方 法	補助基準額
2（1）の団体 （大学生等団体）	補助対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額（1事業あたり）（千円未満の端数は切り捨て）	150千円

2（2）の団体 （一般団体）	補助対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額（1事業あたり）（千円未満の端数は切り捨て）	300千円
-------------------	---	-------

（2）補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な経費（講師謝金・旅費、資料作成費、会場借上げ料等）の実支出額から補助事業に係る収入（入場料、寄付金等）を控除した額であって、知事が必要かつ適当と認めたもの。

ア 補助対象経費の例

費 目	内 容
講師等謝金	講師、パネリスト等への謝金・講演料等
講師等旅費	講師等の交通費及び宿泊費
資料作成費	開催案内チラシ、ポスター、当日配布資料、看板等の作成費
会場費	対象事業を実施する施設及び付帯設備の使用料、冷暖房費等 (公共施設を利用する等経費の節減に努めること。)
その他事務費	・手話通訳や要約筆記、記録用写真等の撮影に係る経費 ・催事保険料 ・支払いにかかる振込手数料 ・コピー用紙や封筒等の購入費、チラシ等の発送費等 (当該事業に要する必要数量分のみ。)

イ 補助対象外の経費の例

- ・事前準備に要した経費（打合せのための会議室料、資料印刷費等）
- ・団体の運営に係る経常的な経費（例 人件費（アルバイト代も含む。）、光熱費、ガソリン代、郵送料、筆記用具代）
- ・団体の資産形成となる経費（パソコンなど一般的に備品となる性質の物品の購入費等）
- ・新聞への折り込み費及び広告費
- ・食糧費（食事代、茶菓代）
- ・その他、対象経費として不適当と認められる経費

※交付決定通知の発行日より前に支払った経費については、原則対象としない。

（3）補助対象事業数

1団体につき、当該年度につき1事業とします。

（4）補助金の支払方法

概算払及び精算払

- | | | |
|------|-----|--------------------|
| ・概算払 | 時 期 | 交付決定通知後 |
| | 支払額 | 交付決定額の5割を限度 |
| ・精算払 | 時 期 | 交付額確定通知後 |
| | 支払額 | 交付確定額から概算払済額を控除した額 |

（5）募集团体数

4団体

5 補助対象となる事業の期間

交付を決定した日～令和8年3月31日

6 申請方法等

- （1）申請方法 メール又は郵送、持参
申請書類 ・補助金交付申請書（様式第1号）

- ・補助金所要額調書（様式第2号）
- ・団体概要（様式第3号）
- ・補助事業実施計画書（様式第4号）
- ・補助事業収支予算書（様式第5号）
- ・構成員名簿
- ・積算の根拠となる資料（例：見積書、料金表等）
- ・定款又は規約等、役員名簿、直近の事業報告書、収支計算書（決算書）（上記2（2）の団体のみ）
- ・登記事項証明書又は登記簿謄本の写及び納税証明書（法人のみ）

- (2) 提出先 岡山県県民生活部 人権・男女共同参画課 人権施策推進班
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
メールアドレス：jinken-danjo@pref.okayama.lg.jp
- (3) 申請期間 令和7年7月16日（水）～令和7年8月13日（水）17時必着

7 審査

申請を行った団体は、令和7年8月20日（水）に実施予定の審査会にご参加いただき、事業概要等についてご説明いただきます。審査では、事業効果、実施確実性、先駆性等を審査し、補助の対象とする事業を選定します。

なお、原則オンライン会議システム（Zoom）を使用した、オンライン形式での審査会を実施する予定です。

当日のご参加が困難な場合には、当課までご連絡ください。

8 採択された事業の紹介

採択された事業については、岡山県のホームページ上で紹介します。

9 問い合わせ先

岡山県県民生活部 人権・男女共同参画課 人権施策推進班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL：086-226-7406 FAX：086-234-5924

Eメール：jinken-danjo@pref.okayama.lg.jp

10 事務の流れ

